

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方公共団体情報システムの標準化により実装される機能を用いて行う事務の実施に伴い、白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 題名

地方公共団体情報システムの標準化対象業務である就学援助事務において、首長部局から別の執行機関(以下、教育委員会とする。)に特定個人情報を提供することになる。それにより特定個人情報の提供を行うことから、題名変更を行う。

(2) 第1条関係

教育委員会への特定個人情報の提供に伴い、特定個人情報の提供に関する規程を追加する。

(3) 第2条関係

住登者及び住登者宛名管理番号管理機能の文言定義を追加する。

(4) 第3条関係

特定個人情報の提供により、文言修正を行う。

(5) 第4条関係

住登外者宛名情報の庁内連携を定めるために、追加する。

(6) 第5条関係

教育委員会への特定個人情報の提供に伴い、特定個人情報の提供を新たに定義する。

(7) 別表第1関係

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、就学援助事務及び住登外者宛名番号を付与、管理する事務を独自利用事務として追加する。

(8) 別表第2関係

住登外者宛名番号管理機能が実装により既定の生活保護事務、白岡市重度心身障害者医療費支給事務、白岡市在宅重度心身障害者手当支給事務、白岡市ひとり親家庭等の医療費支給事務及び白岡市こども医療費支給事務に住登外者宛名情報を追加する。また、独自利用事務への就学援助事務の追加に伴う特定個人情報を新たに定義する。

(9) 別表第3 関係

特定個人情報の提供における情報照会機関、事務、情報提供機関、特定個人情報を新たに定義する。

3 施行期日

公布の日